

議案第66号

令和6年度 天理市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度天理市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ908,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,457,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年12月2日提出

天理市長 並 河 健

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	6,203,980	202,340	6,406,320
	1 地方交付税	6,203,980	202,340	6,406,320
15	国庫支出金	4,923,039	133,419	5,056,458
	1 国庫負担金	3,718,882	133,315	3,852,197
	2 国庫補助金	1,184,271	104	1,184,375
16	県支出金	2,182,966	66,548	2,249,514
	1 県負担金	1,492,189	65,444	1,557,633
	2 県補助金	552,266	1,104	553,370
17	財産収入	68,119	90,780	158,899
	2 財産売払収入	12,427	90,780	103,207
19	繰入金	1,319,415	2,772	1,322,187
	1 基金繰入金	1,262,569	1,005	1,263,574
	2 特別会計繰入金	56,846	1,767	58,613
20	繰越金	278,409	227,320	505,729
	1 繰越金	278,409	227,320	505,729
21	諸収入	879,004	139,875	1,018,879
	5 雑入	633,820	139,875	773,695
22	市債	7,122,161	45,506	7,167,667
	1 市債	7,122,161	45,506	7,167,667
	歳 入 合 計	33,549,153	908,560	34,457,713

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	239,479	1,107	240,586
	1 議会費	239,479	1,107	240,586
2	総務費	3,685,944	362,470	4,048,414
	1 総務管理費	3,093,813	378,764	3,472,577
	2 徴税費	282,054	13,095	295,149
	3 戸籍住民基本台帳費	209,370	△25,937	183,433
	4 選挙費	59,329	583	59,912
	5 統計調査費	14,191	612	14,803
	6 監査委員費	27,187	△4,647	22,540
3	民生費	12,895,941	372,777	13,268,718
	1 社会福祉費	5,618,173	307,802	5,925,975
	2 児童福祉費	6,151,801	65,912	6,217,713
	3 生活保護費	1,125,516	△937	1,124,579
4	衛生費	8,424,708	86,752	8,511,460
	1 保健衛生費	732,935	87,746	820,681
	2 清掃費	7,691,773	△994	7,690,779
5	労働費	49,771	△4,621	45,150
	1 労働諸費	49,771	△4,621	45,150
6	農林費	388,906	△506	388,400
	1 農業費	328,622	△688	327,934
	2 林業費	60,284	182	60,466
7	商工費	164,268	△5,146	159,122
	1 商工費	164,268	△5,146	159,122
8	土木費	2,119,201	23,964	2,143,165
	1 土木管理費	113,527	△6,602	106,925
	2 道路橋りょう費	270,168	12,161	282,329

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	1,648,135	9,400	1,657,535
	5 住宅費	68,389	9,005	77,394
9	消防費	918,134	500	918,634
	1 消防費	918,134	500	918,634
10	教育費	2,339,818	71,263	2,411,081
	1 教育総務費	407,121	△15,787	391,334
	2 小学校費	407,070	74,556	481,626
	3 中学校費	202,580	21,862	224,442
	4 幼稚園費	496,704	△19,469	477,235
	5 社会教育費	395,161	6,972	402,133
	6 保健体育費	431,182	3,129	434,311
	歳 出 合 計	33,549,153	908,560	34,457,713

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
地 域 福 祉 計 画 等 策 定 事 業	令 和 7 年 度	千 円 8, 3 6 0

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校給食室空調機設置事業	千円 78,518
		小学校屋内運動場空調機設置事業	9,735
	3 中学校費	中学校給食室空調機設置事業	19,734
		中学校屋内運動場空調機設置事業	3,245

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市民会館整備事業	30,600	証書借入れ又は証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
小学校施設整備事業	9,700			
計	40,300			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設整備事業	20,900	証書借入れ 又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	24,100	証書借入れ 又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	56,861				58,867			
計	77,761				82,967			